

○東京藝術大学アートイノベーション推進機構規則

〔平成 31 年 3 月 28 日
制 定〕

改正 令和 3 年 2 月 25 日

(設置)

第 1 条 本学に、東京藝術大学アートイノベーション推進機構（以下「機構」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 機構は、産学連携及び異分野融合事業の新規開発等の企画立案を行うことにより、本学における芸術の力、無限の可能性による価値創造・社会変革（以下「アートイノベーション」という。）及びそれらを担う人材の育成を全学的に推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 機構は、前条の目的を達成するため、社会連携センター（以下「連携センター」という。）、グローバルサポートセンター（以下「グローバルセンター」という。）、ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）、センター・オブ・イノベーション（COI）研究推進機構（以下「COI」という。）及び芸術資源保存修復研究センター（以下「芸術資源センター」という。）の運営を統括し、アートイノベーションを広く展開する。

(機構長)

第 4 条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、学長をもって充てる。
- 3 機構長は、機構の業務を掌理する。

(副機構長)

第 5 条 機構に、副機構長を置く。

- 2 副機構長は、理事及び副学長のうちから、学長が指名する。
- 3 副機構長は、機構長を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は必要があると認められるときは、その職務を代行する。

(機構本部)

第 6 条 機構に、東京藝術大学アートイノベーション推進機構本部（以下「機構本部」という。）を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 研究科長
- (5) 社会連携センター長

- (6) 社会連携センター副センター長
- (7) グローバルサポートセンター長
- (8) ダイバーシティ推進室長
- (9) センター・オブ・イノベーション（COI）研究推進機構副機構長
- (10) 芸術資源保存修復研究センター長
- (11) 事務局長
- (12) その他機構長が必要と認める者

2 前項第 11 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（機構本部会議）

第 7 条 機構本部に、機構の運営に関する事項を審議するため、機構本部会議を置く。

2 機構本部会議は、機構本部構成員をもって組織する。

（審議事項）

第 8 条 機構本部会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的なアートイノベーションを展開するための企画立案に関すること。
- (2) 連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの活動方針及び戦略の策定に関すること。
- (3) 連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの事業計画に関すること。
- (4) 連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの予算及び決算に関すること。
- (5) 連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの教職員の選考等に関すること。
- (6) 連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの規程等の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他連携センター、グローバルセンター、推進室、COI 及び芸術資源センターの運営に関し必要な事項に関すること。

（専門委員会）

第 9 条 機構長が必要と認めるときは、専門的事項を企画立案、実施するため、機構に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、機構本部会議の議を経て、機構長が別に定める。

（事務）

第 10 条 機構の事務は、総務課、戦略企画課、国際企画課の協力を得て社会連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月25日から施行し、令和3年2月1日から適用する。